

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

福生都市計画高度地区（福生市分）

2 理由

昭和 43 年の都市計画法の制定以降、東京都全域を対象とした用途地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和 48 年、昭和 56 年、平成元年、平成 8 年、平成 16 年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約 19 年が経過している中で、道路の整備による地形地物の変更（変化）などが多く発生したことにより、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、福生都市計画用途地域の変更に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、面積約 1.3 ヘクタールの区域について、高度地区を変更するものである。